

部分部位の設定票

「部分」の設定と保護の方針

(ア) 保存部分 

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分。

(イ) 保全部分 

維持及び保全することが要求される部分。

(ウ) その他部分 

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分。

「部位」の設定と保護の方針

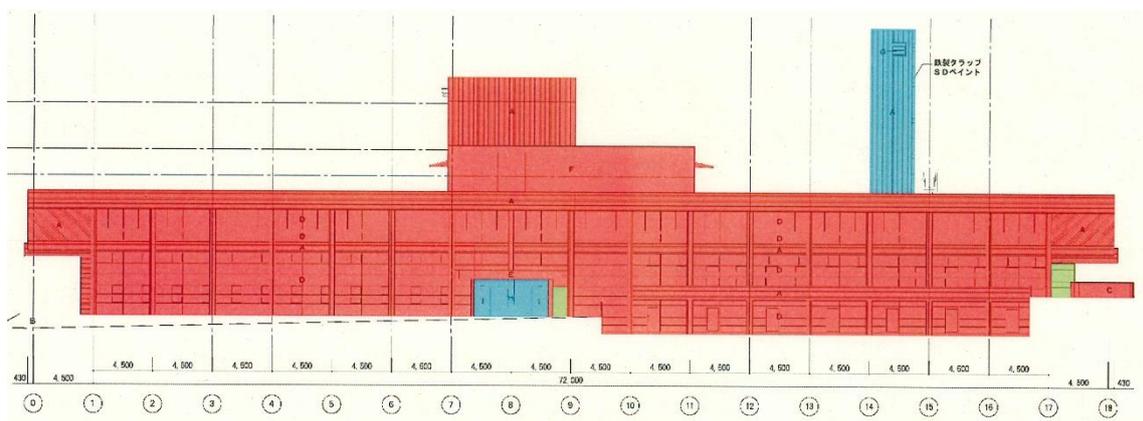
- 1) 基準1：材料自体の保存を行う部位
- 2) 基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 3) 基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位
- 4) 基準4：意匠上の配慮を必要とする部位
- 5) 基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

(1) 庁舎外観

【庁舎外観東面 保存部分・保全部分】

部位設定表

部位	基準	保存部分
保存部位	基準 1	主要構造部 (RC の柱・梁・桁・外壁)、RC のベランダ、RC の玄関庇
	基準 2	RC の玄関庇支柱、RC の外壁 (議会棟外壁)、スチール建具、床磁器モザイクタイル
保全部位	基準 3	窓ガラス
その他部位	基準 4	—
	基準 5	—



基準 1 : RC の外壁



基準 1:RC の桁



基準 1:RC の柱・梁

基準 2: 床磁器モザイクタイル

基準 2: スチール建具

基準 3: 窓ガラス



基準 1: RC のベランダ



基準 2: RC の外壁 (議会棟外壁)

基準 2: 床磁器モザイクタイル



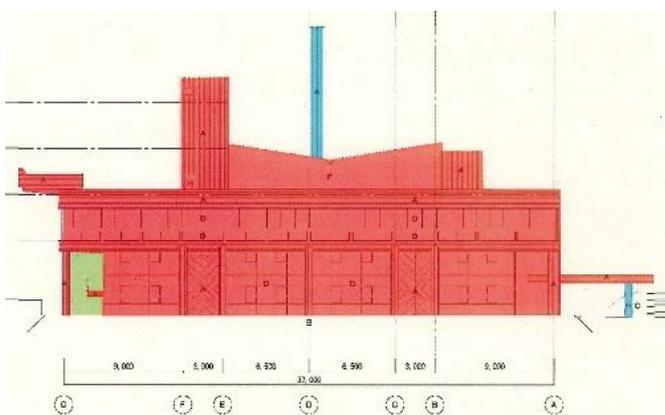
基準 1:RC の玄関庇

基準 1 : RC の玄関庇支柱
《但し外側部分は基準 4》

【庁舎外観南面 保存部分】

部位設定表

部位	基準	保存部分
保存部位	基準 1	主要構造部 (RC の柱・梁・桁・外壁)、RC のベランダ、庇裏
	基準 2	RC の外壁 (議会棟外壁)、スチール建具、床磁器モザイクタイル
保全部位	基準 3	窓ガラス
その他部位	基準 4	アルミ建具及びガラス (西側拡張部)
	基準 5	—



基準 1: RC の梁・桁

基準 1: RC の柱

基準 4: アルミ建具及びガラス (西側拡張部)



基準 2: スチール建具

基準 3: 窓ガラス

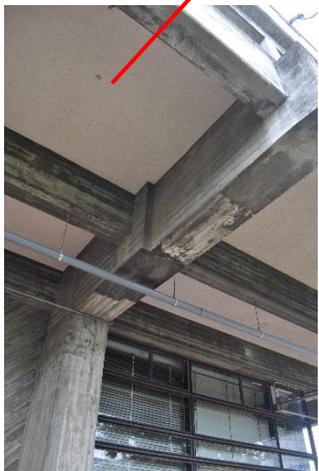
基準 1: RC の外壁

基準 2: 床磁器モザイクタイル

基準 1: RC の外壁

基準 1: RC のベランダ

基準 1: 庇裏



基準 2: スチール建具、基準 3: 窓ガラス

基準 1: RC の外壁

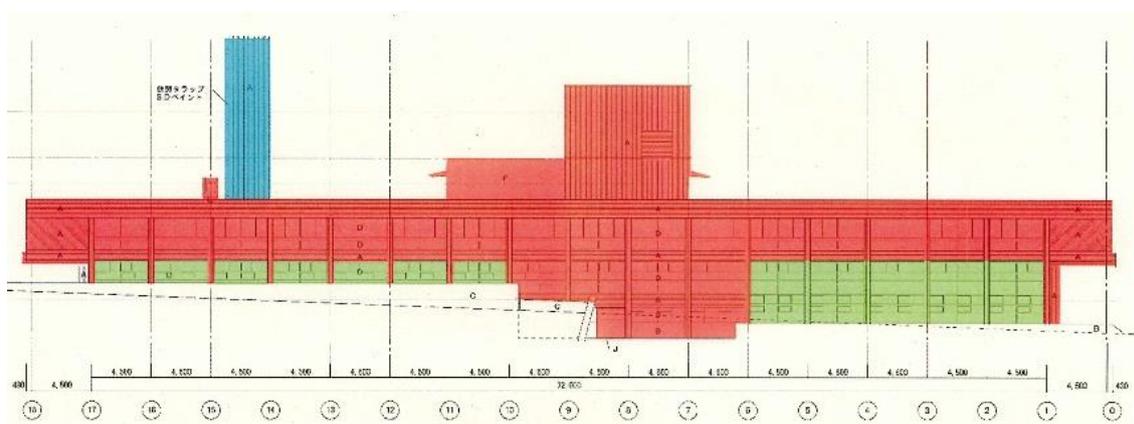


基準 2: RC 外壁 (議会棟外壁)

【庁舎外観西面 保存部分・保全部分】

部位設定表

部位	基準	保存部分
保存部位	基準1	主要構造部(RCの柱・梁・桁・外壁)、RCのベランダ、ホース掛
	基準2	スチール建具
保全部位	基準3	窓ガラス
その他部位	基準4	アルミ建具及びガラス
	基準5	—



基準 1 : RC の柱・桁



基準 4 : アルミ 建具及びガラス

基準 1 : RC のベランダ

基準 1 : RC の外壁



基準 2 : スチール 建具

基準 3 : 窓ガラス

基準 1 : RC の梁



基準 1 : RC の外壁

基準 3 : 窓ガラス

基準 2 : スチール 建具



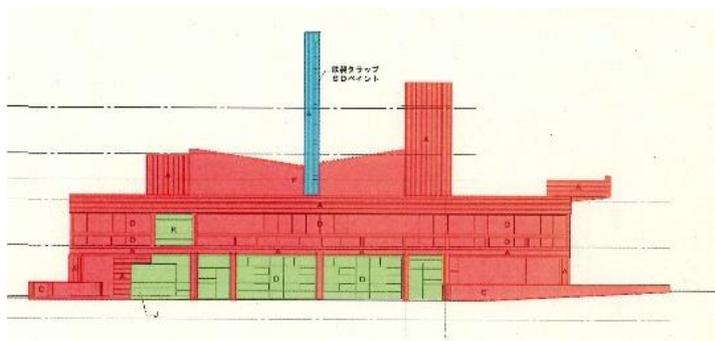
基準 1 : RC の外壁

基準 1 : ホース掛

【庁舎外観北面 保存部分・保全部分】

部位設定表

部位	基準	保存部分
保存部位	基準 1	主要構造部(RC の柱・梁・桁・外壁)、RC のベランダ、機械室棟の外壁
	基準 2	スチール建具、RC の外壁(議会棟外壁)
保全部位	基準 3	窓ガラス、煙突
その他部位	基準 4	アルミ建具及びガラス
	基準 5	RC の外壁(北庁舎接続部)、床磁器モザイクタイル、喫煙室外壁等



基準 5： RC の外壁
(北庁舎接続部)

基準 2： スチール建具



基準 1： RC の外壁

基準 3： 窓ガラス

基準 1： RC のベランダ

基準 5： 喫煙室外壁等

基準 4： アルミ建具及びガラス

基準 1： RC の柱

基準 1： RC の梁・桁



基準 5： 床磁器モザイクタイル

基準 1： 機械室棟の外壁



基準 3： 煙突



基準 5： トップライト

基準 2： RC の外壁(議会棟外壁)